

鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』 ホリディ相談・出張相談の開催

『きき』は、きこえない・きこえにくい子どもとそのご家族を支援する機関です。相談内容によって、保健、医療、福祉、教育等の支援機関と関わり合いながら、相談をお受けしています。

◆相談会日程：

①ホリディ相談(要予約)

と き：10:00～15:00

(10/6、11/2、12/7、1/4、2/2、3/8)

ところ：サポートセンター『きき』

②西部出張相談

と き：10:00～15:00

(10/15、12/17、2/18)

ところ：HPをご覧いただか、お問い合わせください。

③訪問相談(随時)

ご自宅等への訪問相談も行っています。

◆対 象 者：お子さまのきこえなどを心配しているご家族や関係者など



◀詳しくはこちら
(サポートセンター)

申込・問い合わせ先

鳥取県きこえない・きこえにくい子どもの
サポートセンター『きき』(鳥取市桜谷173-21)
開館時間／9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始除く)

📞 0857-50-0170

📠 0857-50-0176

歯科衛生士再チャレンジ研修会

再び歯科衛生士の仕事で活躍したい人を応援する研修会を開催します。研修内容等はホームページをご覧ください。

◆と き：12月1日(日) 10:00～15:00

◆と こ ろ：西部歯科保健センター

◆対 象 者：歯科衛生士の免許を持っている人

◆料 金：参加費 無料

◆定 員：会場／10人 ZOOM／人数制限なし

◆申込方法：電話・ウェブサイト

◆申込期限：11月22日(金)



◀申し込みはこちら
WEBサイト(トリシカ)▶



申込・問い合わせ先

鳥取県西部歯科医師会 歯科保健センター

📞 0859-33-3864

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに対象となる人には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入し提出してください。

※令和7年1月6日までに請求手続きが完了する
と、令和6年10月分から遡って受け取ることができます。請求手続きはお早めに！

◆対 象 者：

■老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たす人

- ・65歳以上
- ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・前年の年金収入額とその他の所得の合計が約88万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給

していて、次の要件を満たす人

- ・前年の所得額が約472万円以下である

※すでに本給付金を受け取っている人の手続きは不要です。

詐欺に注意

日本年金機構や厚生労働省が、家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。



◀詳しくはこちら
(厚生労働省ホームページ)

問い合わせ先

給付金専用ダイヤル

📞 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

行政書士無料相談会

行政書士が無料で相談に応じます。

◆と き：10月22日(火) 10:00～12:00

◆と こ ろ：岸本公民館

◆内 容：相続・遺言、成年後見、会社設立、許認可・届出、土地利用・農地転用など

◆相 談 員：行政書士

◆申込期限：10月21日(月)正午

※事前予約が必要です。

◆予約方法：電話

予約・問い合わせ先

鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744